

非常勤講師の時数を追加措置

職場からのねばり強い要求で前進！！最大8週分を上限に措置

6月11日、「学校再開後の授業実施に係る非常勤講師時数の追加措置について」を通知しました。一斉臨時休業後の対応として、臨時休業中に実施予定であった授業を週休日や長期休業日に実施することを踏まえ、非常勤講師時数の追加措置を行うとしています。

学校再開後の授業実施に係る非常勤講師時数の追加措置について（通知）※抜粋

1 通年任用として措置している非常勤講師時間数について

(1) 各学校に対して個別に通知しているもの〔教科調整 等〕

ア 臨時休業及び分散登校期間中の授業日数を勘案し、当該時間数通知に記載されている時間数（週当たり時間数）に対して、**8週を乗じて得た数（コマ）を上限**として、追加措置します。

〔 例：教科調整に係る非常勤講師の週当たり時間数が 20 時間の場合
→ 20 時間/週 × 8 週 = 160 コマ を上限に追加措置 〕

イ 追加措置した時間数に係る任用期間は、**令和3年3月31日までの範囲内**とします。

(2) 任用事由に応じて一律に措置しているもの〔首席軽減、初任者研修代替、育児短時間勤務代替、高齢者部分休業代替 等〕

ア **追加措置時間数及び任用期間の取扱いについては、(1)と同様**とします。

〔 例：初任者研修代替に係る非常勤講師の週当たり時間数が 12 時間の場合
→ 12 時間/週 × 8 週 = 96 コマ を上限に追加措置 〕

学期間任用の非常勤講師については、「授業の実施に伴い、任用事由が生じている範囲内で当該期間中も任用可能」としています。その場合の非常勤時数は、措置時間数×「週数」で算出されます。

また、同日発出の「学校再開後の授業実施に係る常勤講師等の任用期間」では、病気休暇・休職代替等を任用事由とする**学期間任用の常勤講師等**についても、任用事由が生じている範囲内で当該期間中も任用可能とします。

一人ひとりの声は小さい、だからみんなで！！

非常勤講師は1コマあたり年間35時間分の時数が予算措置されており、今後「授業日確保」のために、土曜日や8月などに授業を行う場合、自習対応などになりかねないことが懸念されていました。

感染症対策のもとで学校再開、安心して学べる・働ける学校を作るには課題は山積みです。現場から声をあげていく事、府高教＝労働組合が大きくなるのが、教育条件と労働条件の前進・向上につながります。大阪府だけで解決しない問題も、全教を通じて、国や文科省にも働きかけることができます。一人ひとりの声は小さいから、あなたの声も加えさせてください。府高教への加入を心から呼びかけます。

／／あたたかも府高教へ！／／

